

## 令和4年度環境測定結果をお知らせします

あなたの意識で環境は変わる

▼**大気環境** 大気の汚染は、工場などから発生するばい煙や、自動車から排出される汚染物質などによって起こります。町は毎月1回、4カ所で硫黄酸化物を測定しています。4年度は、いずれも基準を大幅に下回っていました(表1)。

▼**水環境** 水環境の汚濁は、工場や家庭などから排出される汚水により起こります。町は、河川で年4回6カ所、海域で年2回5カ所、水質調査を行っています。4年度は、いずれも基準値以下でした(表2)。

◎**環境を守るためにできること** 使用済み食用油は流し台に流さずに回収

収BOXに入れるなど、身近にできることから始めましょう。

【用語解説】

(※1) **硫黄酸化物**：硫黄と酸素の化合物。刺激性の強いガスで、目に刺激を与え呼吸機能に影響を及ぼす。

(※2) **BOD(生物化学的酸素要求量)**：河川の汚染状態を示すもの。数値が大きいほど水質が汚濁している。一般的に魚が生息できるのはBOD 5mg/l以下だとされている。

(※3) **COD(化学的酸素要求量)**：湖沼・海域の汚染状態を示すもの。数値が大きいほど水質が汚濁している。

問 町民課生活環境係

☎ 985-4117

表1 4年度硫黄酸化物(※1)測定値(ppm)

場所	平均値	環境基準
① 塩屋	0.001	0.04
② 本村	0.001	0.04
③ 徳丸	0.001	0.04
④ 北黒田	0.001	0.04

表2 4年度河川水質(BOD(※2))測定値(mg/l)

場所(河川)	平均値	環境基準
① 古城橋(国近川)	1.8	5
② 有明橋(国近川)	0.8	5
③ 鶴吉公民館(長尾谷川)	1.5	5
④ 神寄川上流	0.8	5
⑤ 西沼寺前(神寄川)	1.6	5
⑥ 夫婦橋(長尾谷川)	2.2	5

表3 4年度海域水質(COD(※3))測定値(mg/l)

場所(海域)	平均値	環境基準
① 内港	1.7	3
② 新立海岸北	1.4	3
③ 新立海岸南	1.2	3
④ 塩屋海岸北	1.0	3
⑤ 塩屋海岸南	0.9	3

病害虫の被害が増える時期

## 水稻出穂期防除にご協力を

【水稻生産者の皆さんへ】

農薬を散布するときは、安全使用基準を確認し、周辺に飛散しないよう風向きなどに注意しましょう。

▼一斉防除日

- ・極早生品種(あきたこまち、コシヒカリなど)：8月6日(日)
- ・中生品種(にこまる、ヒノヒカリ、クレナイモチなど)：8月27日(日)

▼無人ヘリコプターによる防除

左記の日程で、午前5時30分ごろから防除を始めます。天候や進み具合により翌日にずれ込む場合がありますので、ご了承ください。

【対象地区に住んでいる皆さんへ】

・防除対象水田には、防除予定日前に、白地に赤枠の立札を立てます。

・立札の立っている水田周辺には駐車しないでください。

・散布時は、念のため窓を閉め、洗濯物、ベットなどは散布が終了するまで出さないようにしてください。

※散布は、農薬安全使用基準を守り、安全・安心を第一に行います。

問 J A松山市営農販売部

☎ 968-1218

産業課農業振興係

☎ 985-4119



## 無人ヘリコプターによる防除日程表(予定)

8	1	火	大間、中川原
	2	水	中川原、徳丸、出作、神崎
	3	木	徳丸、出作、神崎
	9	水	恵久美、北黒田、南黒田
	10	木	永田、東古泉
	11	金	大溝、横田、鶴吉
	21	月	北黒田、南黒田
	22	火	出作、神崎
	23	水	中川原、神崎、大間
	24	木	中川原、大間
	25	金	徳丸
	28	月	永田、東古泉、恵久美
	29	火	大溝、東古泉
	30	水	横田、鶴吉
9	7	木	中川原、徳丸
	8	金	中川原、徳丸

※ 雨天、強風時は順延(小雨決行)です。順延により、その後の防除日も変更する場合があります。

### 道路後退部分を町に寄付できます

建築基準法第42条第2項の規定により、幅員4m未満の道路で中心線から水平距離で2mの後退を行った部分は、町に寄付することができます。

寄付を希望する場合は、次の条件を全て満たしている必要があります。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

▼条件

- ・道路の境界確定が完了していること
- ・道路の中心線から水平距離で2m後退していること
- ・※引き幅が不足している場合は、寄付することができません。
- ・後退部分にブロック、生け垣などの支障物件がないこと
- ・抵当権などを抹消していること
- ・相続登記を完了していること
- ・道路後退後、民地側に敷石ブロックを入れて官民境界を明示していること

☎ まちづくり課管理係  
985-4156

### まさき文化祭作品募集

10月28日(土)・29日(日)に文化センターで開催する、「第48回まさき文化祭」の作品展を募集します。個人やグループでぜひ出展してください。

▼募集品目・規格

- ・日本画(軸表装か額装20号以内)
- ・洋画(額装20号以内)
- ・写真(4切以内、ワイド4切可)
- ・書道(軸表装か額装半折以内)
- ・短歌(色紙掛け)

俳句・川柳(短冊に限る)  
絵手紙、人形、手芸、陶芸、ほか  
※作品は1人2点程度とします。

▼申込期間  
8月1日(火)～9月29日(金)  
※土・日曜日、祝日を除く

▼申込先・問い合わせ  
社会教育課生涯学習係  
☎ 985-4135



### 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

申請をお忘れなく

物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。

申請が不要な世帯については、7月12日に支給のお知らせを郵送しています。7月28日から順次支給していきますので、通帳などで確認してください。

▼対象世帯 ①②を満たす世帯

- ①令和5年6月1日時点で松前町に住民登録があること
- ②世帯員全員の令和5年度住民税が非課税であること

▼支給額 3万円

▼申請が必要な世帯

- ①対象世帯のうち、令和4年度に松前町から「電力・ガス・食料品等」

価格高騰緊急支援給付金」の支給を受けていない世帯

- ②世帯員の中に未申告者や転入者5年1月2日以降に松前町に転入した人がいる世帯

▼申請方法 8月上旬に給付内容を記載した確認書を郵送します。記載されている振込先口座などを確認し、返送してください。8月下旬から順次支給します。

▼提出期限 9月29日(金)必着

▼提出先・問い合わせ  
〒791-3192  
松前町大字筒井631番地  
松前町役場  
福祉課地域福祉係  
☎ 985-4232

### 新型コロナワクチン接種を希望する人へ

新型コロナワクチン接種を行っています。接種を希望する人は、予約をしてください。

詳細は、町ホームページ(下のQRコード)で確認を。

▼接種期限  
8月31日(木)

9月以降の接種については、詳細が決まり次第、広報まさきや町ホームページでお知らせします。

☎ 健康課総務係  
☎ 985-4153



### 国民年金保険料の追納制度 将来受け取る年金を満額に近づけよう

国民年金保険料の免除、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた人は、全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内はさかのぼって納めることができます。

◆追納◆追納すると将来の老齢基礎年金額が満額に近づきます。

▼申し込み方法 年金手帳か納付書またはマイナンバーが分かるものを持参し、左記窓口へお越しください。

☎ 松山西年金事務所国民年金課  
925-5105  
町民課住民係  
☎ 985-4106

◆令和5年度中に追納する場合の月額 ※古いものから納付

年度	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成 25 年度	15,220 円	11,420 円	7,610 円	3,810 円
26 年度	15,370 円	11,530 円	7,680 円	3,840 円
27 年度	15,670 円	11,750 円	7,830 円	3,930 円
28 年度	16,360 円	12,260 円	8,180 円	4,080 円
29 年度	16,570 円	12,430 円	8,280 円	4,140 円
30 年度	16,410 円	12,300 円	8,200 円	4,100 円
令和 元年度	16,460 円	12,350 円	8,220 円	4,110 円
2 年度	16,570 円	12,420 円	8,290 円	4,140 円
3 年度	16,610 円	12,460 円	8,300 円	4,150 円
4 年度	16,590 円	12,440 円	8,290 円	4,150 円

### 知っていますか 児童扶養手当・特別児童扶養手当

どちらの手当も、受給要件や所得制限があり、申請が必要です。認定されると、請求月の翌月分からの手当を受給できます。

▼児童扶養手当とは  
次の①～⑧のいずれかに当てはまる児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日を迎えるまでの人、障がいがある場合は20歳未満の人)を監護している父か母(父は、生計を同じくしていることが必要)または父母に代わりその児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に支給する手当です。

- ①父母が離婚した児童
- ②父か母が死亡した児童
- ③父か母に重度の障がいがある児童

▼特別児童扶養手当とは  
20歳未満の障がいがある児童(施設入所者は除く)を監護している父母や養育者に支給する手当です。

☎ 福祉課障がい福祉係  
985-4112

④父か母の生死が明らかでない児童  
⑤父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童  
⑥父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童  
⑦父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童  
⑧婚姻関係にない父母の間に生まれた児童

☎ 子育て支援課児童福祉係  
985-4114

### 戦没者追悼式

戦争で亡くなられた多くの犠牲者のご冥福を祈り、平和への誓いを新たにするため、戦没者追悼式を開催します。

日時 8月25日(金)  
9時30分～10時30分  
(受け付け 9時～)

場所 文化センター2階  
ふれあい展示室



☎ 福祉課障がい福祉係  
985-4155

救急車?病院?迷ったときに!

## えひめ救急電話相談 # 7119

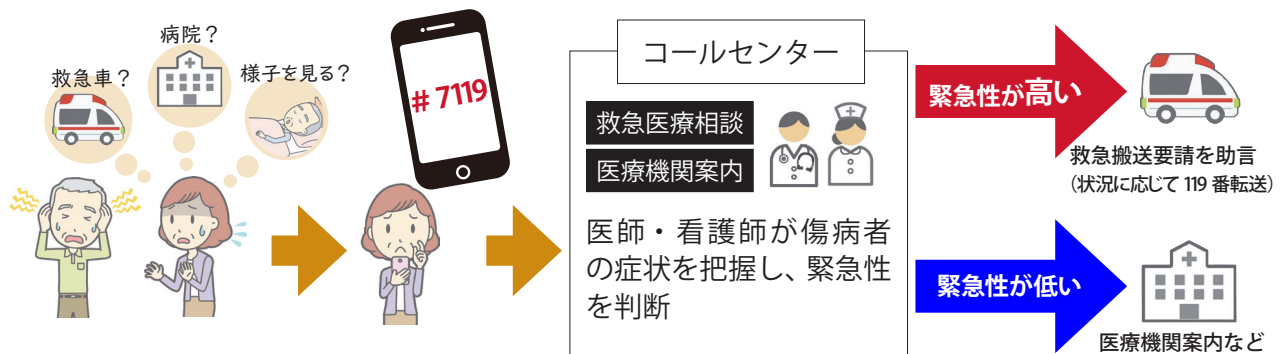
7月1日から、県と20市町の共同による、救急の電話相談窓口「# 7119」が開始されています。急な病気やけがで救急車を呼ぶか判断に迷ったとき、365日24時間、医師や看護師など専門家のアドバイスを受けられます。

☎ 危機管理課危機管理係 ☎ 989-5103

こんなときにはまず# 7119

- ・救急車を呼んだ方がいい?
- ・病院を受診した方がいい?
- ・近くの救急病院を知りたい

- プッシュ回線・携帯電話から「# 7119」へ
- ダイヤル回線・IP電話から「089-909-9935」へ



## 松前の防災力

危機管理課危機管理係  
☎ 989-5103  
FAX 984-6272

8月～10月は台風の接近が多くなります  
大雨のときに気を付けること

松前町公式防災  
フェイスブックページ



## ● 雨や風が激しいときは外出しない

雨漏りやアンテナの確認で屋根に登ったり、田んぼの様子を見に行ったりすると危険です。雨や風が激しい時は外出しないようにしましょう。

## ● 増水した河川や水路には近づかない

増水した河川や水路に近づくと流されてしまう危険性があります。雨が止んでも近づかないようにしましょう。

## ● 冠水している道を歩くときは足元に注意を

冠水した道は、マンホールの蓋が外れているな

ど危険箇所が多い上に目視できないため、歩かないようにしましょう。やむを得ない場合は、つえのような棒で足元を確認するなど慎重に歩きましょう。

## ● 夜になる前に避難を

暗くなってからの大雨の中での避難は危険です。明るいうちに、早めに避難しましょう。

## ● 避難情報や防災気象情報の確認を

避難情報や防災気象情報のほか、水位情報や画像情報などのリアルタイム情報を確認しましょう。

